

# 奈良県地域防災計画の見直しについて

## (中間報告)

- ◎ 紀伊半島大水害及び東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、奈良県地域防災計画の見直しを、平成24年度及び平成25年度に行うこととしています。
- ◎ 見直しにあたっては、人命を守る観点から「住民避難」等の7項目を重点項目として設定し、全体の計画に先んじて検討を行ってきました。
- ◎ 今般、防災計画見直しの中間報告として、これらの重点項目について取りまとめを行いました。
- ◎ また、重点項目の検討とあわせて実際に役立つ防災計画となるよう、災害の種別ごとにモデル市町村を設定し、これらの市町村と連携して具体的な防災対策の推進を図るとともにモデル市町村における取組を「モデル市町村取組事例集」として取りまとめました。
- ◎ 今後は、防災計画見直しの「目標」と「見直し方針」のもと、県と市町村の役割分担・連携のあり方など奈良県の特性をふまえた計画となるよう、防災計画見直しの検討を進め、平成25年度に奈良県防災会議を開催し、防災計画を見直すこととしています。

### 1 目標

災害による**死者をなくす・人命を守る**（避難の徹底を図る）ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図る。

### 2 見直し方針

- ① 紀伊半島大水害及び東日本大震災等の**経験・教訓を踏まえ、**
- ② 直下型・海溝型地震、水害、土砂災害、原発事故対応といった**災害の種類ごとに、**
- ③ 予防、応急、復旧・復興の**各ステージに分けて、**
- ④ 市町村との十分な連携のもとに具体的な被害の事例研究等を行い災害時に**役に立つ実地的な防災計画**となるよう見直す。

### 3 重点項目

#### 1. 住民避難

##### ●避難所・避難ルートの整備・確保

- ・安全な避難所の確保（耐震性のある避難所の確保等）
- ・橋梁の耐震化や斜面災害防止等により安全な避難ルートを確認
- ・豪雨が予想される場合などは、バス等を使って遠方の避難所に避難
- ・夜間等避難ルートの安全が確保できない場合は、高層階等に垂直避難
- ・自家発電機の整備や備蓄物資の確保など避難所の機能を強化
- ・福祉避難所の確保、女性や子ども等に配慮した避難所の整備運営

##### ●避難勧告等に関する具体的発令基準の作成

- ・メッシュ形式の土砂災害警戒情報や雨量情報、地域の前兆現象（土砂災害）河川水位や雨量情報（水害）を活用した具体的基準作成
- ・基準作成にあたっては、国、県が市町村を支援

##### ●避難勧告等の住民への伝達

- ・防災行政無線、緊急速報メールや広報車など多様な情報伝達手段を確認
- ・孤立化や停電に備え、各地区に衛星携帯電話等を配備

##### ●住民の安否確認

- ・家族や地区住民の具体的な安否確認方法を確認
- ・要援護者一人ひとりの安否確認方法を確認、平素からの声かけ・見守り

#### 2. 迅速な応急復旧

##### ●道路等の応急復旧

- ・被災直後に国・市町村等との連携による情報収集と応急対策の検討、県による県民や市町村等への情報提供、早期の道路啓開
- ・公共土木施設等の応急対策

##### ●電気・通信等ライフラインの復旧

- ・道路の早期啓開と電気の早期復旧を目指す。電気と通信の代替手段を確認
- ・事業者による通信線、送配電線の複数ルート化や設備の強化等災害に強いライフラインの整備推進

#### 3. 防災関係主体（住民・地域・県・市町村等）の役割分担と責任の明確化

##### ●自助・共助・公助の役割分担

- ・自助、共助が防災・減災の基本
- ・家庭では、住宅耐震化、家具の固定、非常持出品の準備などに取り組む
- ・自主防災組織等による避難訓練の充実やボランティア・NPOと連携して避難者への生活支援、災害時要援護者の避難支援

##### ●防災教育の推進

- ・学校へのアドバイザー派遣、教材の作成など学校における防災教育の推進
- ・住民参加型防災訓練、防災知識の啓発など地域での災害への備えを促進

#### 4. 災害初動体制の確立

##### ●県災害対策本部の体制

- ・現場の判断で動きやすくするため「現場分権型・部局分担型」の視点に立った体制整備
- ・職員を対象に災害時業務マニュアルの作成

##### ●被害情報の収集

- ・リエゾン（災害時緊急連絡員）派遣、民間事業所との連携などによる初動時の被害情報の収集体制を確立

## 5. 情報伝達手段の確保

### ●情報伝達手段の迅速・確実な確保

- ・防災行政無線をはじめ、多様な情報伝達手段を整備・確保

### ●孤立集落対策

- ・避難所に非常用電源、衛星携帯電話、双方向通話可能な防災行政無線等を整備

## 6. 緊急物資の供給体制の確保

### ●緊急物資の円滑な搬送

- ・民間倉庫の活用、物流専門家の派遣等に関する協定締結を検討

### ●緊急物資の調達

- ・大規模災害時に物資の供給がストップすることも想定されるため、流通備蓄及び現物備蓄双方の特性を踏まえ、備蓄手法、備蓄品目・数量を検討
- ・流通備蓄の充実のため協定締結事業所の拡充を検討
- ・現物備蓄の充実のため自助・共助・公助が協力して取り組む

### ●輸送ルートの確保

- ・災害に強い道路づくりや橋梁の耐震補強を推進
- ・ヘリによる救援物資の迅速な搬送のための臨時ヘリポートの再確認

## 7. 支援・受援体制の整備

- ・地域防災計画に新たに「支援・受援」の項目を追加

### ●県内で災害発生の場合

- ・県内市町村相互応援協定の締結を検討、災害時緊急連絡員制度を創設
- ・陸上自衛隊駐屯地の県内（五條市）への誘致を推進

### ●県外で災害発生の場合

- ・県はリエゾンを派遣し被災地の支援ニーズを把握
- ・近畿圏相互応援協定や全国知事会の協定等により被災地に迅速に職員を派遣
- ・県内避難者に対し、訪問調査や相談総合窓口等によるニーズの把握
- ・住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」

## 4 モデル市町村について

○モデル市町村は、災害の種別ごとに、『1. 住民避難』を中心とした具体的な計画となるよう見直しを進める。

- ・「土砂災害」については、昨年度の紀伊半島大水害で大きな被害のあった五條市、天川村、野迫川村及び十津川村
- ・「水害」については、五條市、王寺町及び川西町
- ・「地震」については、奈良市、大和郡山市（奈良盆地東縁断層帯）及び橿原市（中央構造線断層帯）

○モデル市町村における取組内容を事例集として取りまとめ、モデル市町村以外の市町村にも取組事例の普及を図る。